教部省設置前後の政治過程と西本願寺

――その政教関係を再考する―

辻 岡 健 志

守政府内では岩倉使節団と交わした約定書の違反や諸外国からの批判を懸念するも、 度の再編をめぐって活発な議論を交わした。 願寺の政策的役割が注目される。 辿ることにより、 教部省の設立を押し切った。明治初期の政教関係において大きな影響力を持ったのは西本願寺であった、と意義づけられよう。 ながらも、 明治五年 水面下では宗教的な神道観に基づく祭政一致を目指す左院と、自由布教を求める真宗勢力のせめぎあいがあった。留 明治初期の政教関係の一断面を浮き彫りにする。 (一八七二) 三月一四日、 西本願寺僧侶島地黙雷が教部省設置を求めたのを皮切りに、 表面的には、 宗教行政機関として教部省が設立された。本稿では、 政府要路において教部省を設立してキリスト教対策を講じることで一致 そこでは特に、 先行研究で看過されてきた、 結局、 真宗に期待する三条実美や大隈重信ら 史林 政府要人や左院、 教部省設置をめぐる政治過程を 一〇一巻六号 二〇一八年一一月 組織としての西本 神祇省等が宗教制

じめに

は

省が設けられた。本稿は、 明 治五年(一八七二)三月一四日、 教部省設置をめぐる政治過程を辿ることにより、 政府要路で「昼寝官」と揶揄された神祇省の廃止に伴い、宗教行政機関として教部 明治初期の政教関係 (政治と宗教の関係)

断面を浮き彫りにするものである。

と考えられてい

これらの先行研究に対する、

本稿での課題は次の二点である。

第一に、

全体像を再検討する上で根拠となる史料につ

特に

問題を複雑にしているのは、

『岩倉具視関係文書』

中の「政教一致に関する史料」が、

必ずしも明らかになってい

るとは

三三 |

がたい

てである。

狐塚裕子

は

教部省設置までの

「具体的経緯については、

諸 道 問題を解決するには十分ではなかった。 国 唐 教 知 化政策を展開した。 0 通 n, 祭政 致 0 仏教については明治三年設置の民部省寺院寮が管轄したが、 理念を掲げる維新 そこで神道国教化政策を改めるべく、 政府は、 明治 元年 の神祇官再興により全国 国民教化政策を担った教部省では 廃仏毀釈やキリスト 0) 神社 神官を管轄下に置 教対策などの 神

今日に至るまで教部省が展開する国民教化政策に関心が寄せられてきたが、③ 三宅守常らにより設置過程 るのは、 同様に仏教勢力が動員されたのである。 教部 省期の政策はその重要性から、 政府の公文書や政治家文書の公開を待ってからであった。 !の紆余曲折が明らかにされてきた。 明治 初 期 の宗教史を叙述するには不可 特に阪本は 宮地正人の研究を端緒として、 「国家神道」 本格的に設置自体の政治過程 欠の 事 項と、 形成段階の一 戦前 開より 下 齣として位置づけた 位置 山三郎や阪本是丸 ゔ の検討がなされ ゖ 5 れ れてきた。

点で研究史上特筆され

示 し た 。 は、 通説的 られた、 道国教化 三類化政策の崩壊過程として跡付け、狐塚裕子は設置に際して左具体的な政策的役割を果たした人物に注目した成果も生まれてい具体的な政策的役割を果たした人物に注目した成果も生まれてい 政策過程に な理解を修正する重要な指摘をしている。だが本格的な検討に至っておらず、 という受動的立場のみで説明されることも多いが、 るためか、 おける具体的な神官・僧侶の関与・反応が重要な鍵を握る。 教部省の政策については、 設置過程やその趣旨などの検討は主題化されず、 狐塚裕子は設置に際して左院副議長江藤新平の意図が強く反映されていることを 谷川穣が「従来の理解では、 むしろ、それへの積極的な協力が当初は表明されていた」と る。 仏教が神道的教化の 高木博志は神祇官僚福羽美静の役割に注目 概して低調気味である 近年では、 明治初期 先行研究が飽和状態に達してい 「大教宣布運 の政教関係を読み解く上 動 に従事させ 7

先の三条の添書と左院建

かりの一つとされたのが狐塚のいう「神祇省御改革書類概略抜抄」であるが、「概略抜抄」ゆえの史料的限界があるため 皇城炎上により、それ以前の太政官の公文書は灰燼に帰しており、一次史料を欠いていることが足枷となっている。手が 拠して議論されてきたが、それらは当該期間に限ればあくまで編纂された筆写史料である。というのも、明治六年五月の げながら複雑な問題点を指摘する。先行研究では主に国立公文書館が所蔵する「太政類典」「公文録」などの公文書に依

その底本の特定こそが経緯解明の突破口となるはずである。

にも 宗僧侶の建議などから成る書類である。教部省の設置問題は、本史料の分析を起点にして議論すべきである。本史料以 院建議をはじめとして福羽美静ら神祇省、 れた公文書の一つと思われ、設立前後の議論に触れられる貴重な史料である。これは①太政官下問書、②その原案、 そこで、その原史料に相当すると思われる「神祇省御改革書類 当該史料はこれまで焼失したと考えられていたためか、その存在に言及されることはなかった。皇城炎上で焼失を免 教部省設置を求めた声をできる限り拾い集めて、 左院少議生の鴻雪爪、島地黙雷・安国淡雲など西本願寺僧侶、 様々な選択肢のなかでどのような意思決定がなされたのか、 附教部省建議幷章程」(国立公文書館所蔵) 在東京の仏教諸 に注目

前後の諸勢力図を再定義する必要がある。

が 建議書を認めたのか、 力は否定しないが、建議書一つで留守政府が設立に動いたと考えるには無理がある。西本願寺の一僧侶である島地がなぜ 黙雷の役割から、先行研究の中でも特に阪本是丸や狐塚裕子らは、教部省設立時の真宗勢力の影響力に言及してきた。だ ?ある。 教部省が設立されるという段には、 総じて言えるのは、 真宗勢力の動向に関する矛盾である。これまで明治四年九月に教部省設置を求める建議をなした真宗僧侶島地 どのような西本願寺の意図を持って設立に動いてい 先行研究では島地黙雷の役割と真宗のそれとを同義に扱う傾向が強く、 島地は欧州視察に旅立ち、 日本を不在にしていた。 たのか、 他の僧侶 真宗の代表者たる島地の影響 の動向も含めて解明する必要 真宗教団の政策関与

称を用いる

の内実に迫れていないということである。

制 本願寺文書(本願寺史料研究所保管「本願寺文書」)や寺院所蔵文書などの新出史料も積極的に活用する。 従って、 摘を踏まえて、 挙げた林淳の言葉に耳を傾ければ、 度史的な基礎研究に欠ける点で、 そこで先行研究の成果と以上二点の課題を踏まえ、本稿では政教関係の観点から分析する。試みに研究手法 本稿で用いる史料についても制度面を明らかにする公文書に加えて、 政教関係の一環として、島地個人の役割にとどまらない組織としての西本願寺の政策的役割に注目したい 国家神道研究に後れをとっている」との重要な指摘をしている。本稿としてもこの指 「近代の政教関係の一環として仏教史を検討していくべきである。近代仏教 真宗僧侶の多様な動向をつかむ上で有益 究は

治一 る。 と旧神祇省との対立状況を確認した上で、教部省設置に対する西本願寺の反応が持つ意味について考察を加えたい たのかを、 政府内の政治状況を踏まえて教部省設置の決定過程を分析する。第三に、 具体的な検討作業としては、第一に教部省設置構想を提起する島地黙雷や左院、 一〇年に 年月日については、 史料の引用にあたり、表記を旧字体から新字体に適宜改め、 明らかにする。 「真宗本願寺派」 明治五年以前は太陰暦、明治六年以降は太陽暦である。その他、 第二に、島地が洋行で不在の中で西本願寺としてどのように政府に対し設置工作を講じたの が正式名称として認可されるが (内務省達乙第四一号)、本稿では便宜 カッコ・句読点等は特に断らぬ限りすべて筆者によ 教部省が設置当初に掲げた方針や設置後の左院 神祇省等が政府要人へ 現在の浄土真宗本願寺派は 的 13 西 13 本 かに働きか 願 寺 0) 明 it

① 芳村正秉「明治初年の政府と神仏二教」(『新編明治維新神仏分離史) 芳村正秉「明治初年の政府と神仏二教」(『新編明治維新神仏分離史

(目黒書店、一九四三年)、阪本健一「明治神道史」(同『明治神道史仏教史』(三省堂、一九三九年)、徳重淺吉『維新政治宗教史研究』② 村上専精『真宗全史』(丙午出版社、一九一六年)、土屋詮教『明治

から明治初期宗教行政を見通した小川原正道(「大教院の崩壊―島地では、教部省の外郭団体として国民教化を担った大教院の包括的検討省の外郭組織である大教院の研究については、枚挙に遑がない。近年後の外郭組織である大教院の研究については、枚挙に遑がない。近年の研究』国書刊行会、一九八三年、一九四三年初出)など。

是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年)、三宅守常 学者』大明堂、一九九三年、一九七九年初出)、 郎 の政治史的研究』校倉書房、一九八一年、一九七六年初出)、下山三 語 政教問題」(同『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年、 員会編 一九八三年初出)、同「日本型政教関係の形成過程」(井上順孝・阪本 「教部省設置の事情と伝統的祭政一致観の敗退」(同『明治維新と国 「教部省設置前における神道と仏教の相克」 (同『三条教則と教育勅 宮地正人「近代天皇制イデオロギー形成過程の特質」(同 「近代天皇制論」(家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委 宗教者の世俗倫理へのアプローチ』弘文堂、二〇一五年、一九八 『近代日本の国家と思想』三省堂、一九七九年)、阪本是丸 同「教部省の設置と 『天皇制

七年初出)。

- ⑤ 高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」(『ヒストリ
- 日本の政治家群像』吉川弘文館、一九九三年)。 狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」(福地惇・佐々木隆編『明治
- 日本収 近代国家と仏教』佼成出版社、二〇一一年)、四二頁。 谷川穣「明治維新と仏教」(末木文美士編『新アジア仏教史一四
- 前掲狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五六頁。

8

- 協会、一九三四年〉、四三八~四四六頁)。 ⑨ 「神祇省御改革書類概略抜抄」(『岩倉具視関係文書』七〈日本史籍
- (『(愛知学院大学) 禅研究所紀要』第三四号、二〇〇六年)、八九頁(印) 林淳「近代仏教と国家神道―研究史の素描と問題点の整理―」

第一章 教部省設置構想の提起

1 維新期西本願寺の政治姿勢

係を背景に政府首脳に近い津和野藩主亀井茲監、 致の理念のもと、 維新期の宗教政策は、 慶応四年 短期間のうちに目まぐるしく変転する。周知の通り、 (一八六八)閏四月二一日に神祇官を再興した 同藩士福羽美静らが神祇行政の主導権を握り、 (太政官第三三二)。 維新政府は「神武創業ノ始」に基づく祭政 以後、 神道国教化政策を推進 長州藩との政治的

が寺院寮は、

廃仏問

題などをはじめとした諸問

島地は再び建議を認めて富山藩合寺事件の解決を求めるも、めとした諸問題の解決を期待されながらも、翌年一月に広田

強力な後ろ盾を失う。

同年四月、

をめぐる問題は対外的・ 全国 0 神社 神官を管轄下に置く一 政治的な事情とも相俟って錯雑とし、 方で、 神道中心の国家方針のもとでは仏教とキリスト教は排除されてい 決して一様ではない。

新 ため、 割の大きさを示している。 が出されても、 っても宗派によって異なり、 田均が指摘するように、 こうした激 維新後の政治的人脈が開かれた。 動する明治初期において、 他の領地を持っていない真宗は、 まさに「真宗が明治前半期の宗教政策形成過程の重要な主体であった」といえる。 東西本願寺はともに時勢を見極めて幕府や朝廷・公家などの政治権力への接近を模索してい 近年では維新期の東西本願寺の動向を論じた谷川穣が、 仏教諸宗派の中でも宗教政策形成の主体となっ 加えて、明治四年(一八七一)に境内地以外の社寺領を官有地に編入する上知令 他の仏教諸宗派に比べて経済的影響が少なかった点でも有利となった。 宗派の違いを念頭に置 たのは、 真宗であ 0 た。 いた真宗の役 た

た参議の広沢真臣や参議木戸孝允らの働きかけがあったとされる。 革運動から台頭した島地・大洲らが、 請願書」 掛りにして政府の宗教政策へも容喙するようになる。 民部省内への寺院寮の設立が実現した(太政官布告第七五四)。 為遊…民心安堵ノ一端ニモ相備リ、 初めての官署として民部省社寺掛が設けられていたものの、 ちであった。 仏 教諸宗派にとって自らの抱える諸問題を解決する窓口を持たないなかで突破口を開いたのは、 を集議院へ提出する [1—C] (以下、【表】の典拠は 維新政府への接近という点であれば東本願寺も同様であったが、 自然御政治之小裨ニ可相成」と新たに寺院寮の設置を要請した。閏一○月二○日には 政府の宗教政策再編に関与してゆく端緒であった。明治三年七月に寺院行政を司 明治三年九月、 [番号—主要出典] 島地らは寺院行政の不備を憂いて、「寺院ノ為別官員御立 背景には島地・大洲と同じく長州藩出身で民部大輔 西本願寺僧侶の島地黙雷・大洲鉄然は「寺院寮設立 の順に略示する)。 西本願寺は特に長州藩との密接な関係を足 慶応四年より始まる本山 特に西 |本願 等の であ 僧 侶 被 る た

月に広沢が暗殺されたことに

何等対策を講じない寺

「寺院ノ為官員ヲ立総テノ弊習ヲ一洗セント乞フ」(内題「諸 宗改正ニ付寺院官員御立被仰付度旨建白」) 「寺院療設立請願書」 M(p. 1) 「教義ヲ督スルノー官ヲ設ケ玉ハンコトヲ請建言」 D(単01082100) 「宣教ノ官ニ換ルニ総シテ教義ヲ督スルノ官ヲ以テシ僧侶ヲ督 正シテ布教ノ任ニ充テ以テ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言 M(pp. 6-10) 「食教部省開設請願書」 H(A4132) 「教部建白」 N 「教部建白」 N 「教部建白」 N 「教部エ々之議」 G(R15 282-6) I (pp. 162-166) 「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」 A(公0574100) 「関国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、職 肉畜奏皆綱常罪倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ顕賛セシメンコトヲ請フ」 D(単01082100) 「非蘇天主防禦建言」 D(単01082100) 「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H(A4129) K(pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B(公00575100) D(単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E(73921) 「左院建議」 J(pp. 16-17) 〔太政官下問書) J(pp. 17-18) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J(pp. 17-18) 「神祇省建議) D(単01082100) 「開治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀業」「神祇職 見敬神策意見」) 「僧家改弊建白」 OP(p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 (772023) 「寺院総括機関ノ設置ヲ請フノ書) H(A4130) K(p. 587)	標題	出典(頁数/史料番号)
「教義ヲ督スルノー官ヲ設ケ王ハンコトヲ請建言」 D (単01082100) 「宣教ノ官ニ換ルニ総シテ教義ヲ督スルノ官ヲ以テシ僧侶ヲ督 正シテ布教ノ任ニ充テ以テ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言 (教部省開設請願書)] M (pp. 6-10) 「仏教興隆・妖教防止ノ議」 H (A4132) 「仏教興隆・妖教防止ノ議」 H (A4132) 「教部正々之議」 G (R15 282-6) I (pp. 162-166) 「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」 A (公00574100) 「閩国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、職 肉畜妻皆綱常罪倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」 D (単01082100) 「耶蘇天主防禦建言」 D (単01082100) 「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H (A4129) K (pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B (公00575100) D (単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E (73921) 「左院建議」 J (pp. 16-17) 【太政官下問書) B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 「神祇省建議) D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神官東京奉祀案」「神祇職 員敬神策意見」) 「僧家改弊建白」 C P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)		C (記00429100) K (p. 418)
「宣教ノ官二換ルニ総シテ教義ヲ督スルノ官ヲ以テシ僧侶ヲ督 正シテ布教ノ任ニ充テ以テ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言 (教部省開設請願書)」 H(A4132) 「仏教興隆・妖教防止ノ議」 H(A4132) 「教部定白」 N 「教部云々之議」 G(R15 282-6) I(pp. 162-166) 「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教尊等ノ儀建言」 A(公00574100) 「閩国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、職 肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」 D(単01082100) 「北教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H(A4129) K(pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B(公00575100) D(単01082100) 「広教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 E(73921) 「定中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E(73921) 「左院建議」 J(pp. 16-17) 【太政官下問書) B(公00575100) D(単01082100) 「外務兵部文部三省聊輔へ下問」 J(pp. 17-18) 「神祇省建議) D(単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神官東京奉祀案」「神祇職 長、中心のといい。 (中ののと100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神官東京奉祀案」「神祇職 長、中心のといい。 (中ののと100) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F(72023)	「寺院寮設立請願書」	M(p. 1)
正シテ布教ノ任ニ充テ以テ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言 (教部省開設請願書) 「仏教興隆・妖教防止ノ議」 H (A4132) 「教部連白」 「教部云々之議」 G (R15 282-6) I (pp. 162-166) 「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」 「國国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、噉 肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」 「耶蘇天主防禦建言」 D (単01082100) 「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H (A4129) K (pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 「左院建議」 「大政官下問書) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 「神祇省建議) 「関治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職員敬神策意見」) 「僧家改弊建白」 「ア(72023)	「教義ヲ督スルノ一官ヲ設ケ玉ハンコトヲ請建言」	D (単01082100)
「教部建白」 N 「教部云々之議」 G (R15 282-6) I (pp. 162-166) 「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」 A (公00574100) 「閩国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、噉 肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」 D (単01082100) 「耶蘇天主防禦建言」 D (単01082100) 「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H (A4129) K (pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B (公00575100) D (単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E (73921) 「左院建議」 J (pp. 16-17) 〔太政官下問書) B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 「神祇省建議〕 D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	正シテ布教ノ任ニ充テ以テ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言	M (pp. 6-10)
「教部云々之議」 G (R15 282-6) I (pp. 162-166) 「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」 A (公00574100) 「闔国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、噉 肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」 D (単01082100) 「耶蘇天主防禦建言」 D (単01082100) 「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H (A4129) K (pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B (公00575100) D (単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E (73921) 「左院建議」 J (pp. 16-17) 【太政官下問書) B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 「神祇省建議〕 D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 員敬神策意見」) C (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「仏教興隆・妖教防止ノ議」	H (A4132)
「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」 A (公00574100) 「閩国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、職 肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」 D (単01082100) 「耶蘇天主防禦建言」 D (単01082100) 「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H (A4129) K (pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B (公00575100) D (単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E (73921) 「左院建議」 J (pp. 16-17) 〔太政官下問書〕 B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 「神祇省建議] D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 員敬神策意見」) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「教部建白」	N
「園国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、噉 肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」 「耶蘇天主防禦建言」 D(単01082100) 「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H(A4129) K(pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B(公00575100) D(単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E(73921) 「左院建議」 J(pp. 16-17) 【太政官下問書〕 B(公00575100) D(単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J(pp. 17-18) 【神祇省建議〕 D(単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職	「教部云々之議」	G (R15 282-6) I (pp. 162-166)
内畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ 益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」	「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」	A (公00574100)
「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」 H (A4129) K (pp. 586-587) 「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B (公00575100) D (単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E (73921) 「左院建議」 J (pp. 16-17) 【太政官下問書〕 B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 【神祇省建議】 D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ	D (単01082100)
「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」 B (公00575100) D (単01082100) 「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E (73921) 「左院建議」 J (pp. 16-17) 〔太政官下問書〕 B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 【神祇省建議】 D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「耶蘇天主防禦建言」	D (単01082100)
「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」 E (73921) 「左院建議」 J (pp. 16-17) [太政官下問書] B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) [神祇省建議] D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」	H (A4129) K (pp. 586-587)
「左院建議」 J (pp. 16-17) [太政官下問書] B (公00575100) D (単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) [神祇省建議] D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職員敬神策意見」) L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」	B(公00575100) D(単01082100)
【太政官下問書】 B(公00575100) D(単01082100) 「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 【神祇省建議】 D(単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職員敬神策意見」) L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」	E (73921)
「外務兵部文部三省卿輔へ下問」 J (pp. 17-18) 【神祇省建議】 D (単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 員敬神策意見」) L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「左院建議」	J (pp. 16-17)
[神祇省建議] D(単01082100) 「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 員敬神策意見」) L(pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 OP(p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F(72023)	〔太政官下問書〕	B(公00575100) D(単01082100)
「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職 員敬神策意見」) 「僧家改弊建白」 OP(p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	「外務兵部文部三省卿輔へ下問」	J (pp. 17-18)
員敬神策意見」) L (pp. 130-135) 「僧家改弊建白」 O P (p. 200) 「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)	〔神祇省建議〕	D (単01082100)
「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」 F (72023)		L (pp. 130-135)
	「僧家改弊建白」	O P (p. 200)
[寺院総括機関ノ設置ヲ請フノ書] H(A4130) K(p. 587)	「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」	F (72023)
	[寺院総括機関ノ設置ヲ請フノ書]	H (A4130) K (p. 587)

年・第123巻・辛未八月~壬申三月・神祇省同(同前所蔵),C:「記録材料 雑書」(同前所蔵),D:「神祇館所蔵),F:「明治初年諸寺院嘆願書及関係文書 下」(同前所蔵),G:「江藤新平関係文書」(佐賀県立図「教部省設置の事情と伝統的祭政—致観の敗退」(同『明治維新と国学者』大明堂,1993年)),J:内閣記(筑摩書房,2000年),L:河野省三蔵「神道講義」(河野省三『宮川随筆』〈神宮司庁教導部,1962年)),教部建自 南都天界寺募田疏 二教畧論」(龍谷大学大宮図書館所蔵),O:「華園家暦」明治 5 年 7 月13 日 宗』(同朋舎,1983年)).

教部省設置前後の政治過程と西本願寺(辻岡)

表 明治初期の宗教行政機関の設置に関する建議

番号	年月日	差出名	宛 先
1	明治3年9月20日	築地本願寺内 妙誓寺 (島地) 黙雷・ 覚法寺 (大洲) 鉄然	集議院
2	明治4年9月	島地黙雷	_
3	_	江藤新平	三条実美ヵ
4	明治4年10月4日	左院	正院
5	明治 4 年10月	鴻雪爪	_
6	明治 4 年11月	寛永寺津梁院徳門等34名(天台宗 6 名、 浄土宗 6 名、浄土真宗 5 名、曹洞宗11 名、時宗 1 名、真言宗 1 名、日蓮宗 3 名、臨済宗 1 名)	_
7	明治 4 年12月22日	左院	正院
8	明治5年1月18日	(三条) 実美	外務卿(副島種臣)·兵部大輔 (山県有朋)·文部卿(大木喬任)
9	明治5年1月22日	神祇大輔福羽美静·神祇少輔門脇重 綾·神祇少丞戸田忠至·神祇少丞澤簡 徳·神祇少丞天野正世·六等出仕醍醐 忠敬·七等出仕青山景通·七等出仕三 田葆光	_
10	明治5年1月	興正寺(華園)信教・摂信	集議院
11	明治5年2月	東西本願寺	三条実美ヵ
			大隈重信ヵ

※出典 A:「公文録」明治4年・第122巻・辛未・左院伺(国立公文書館所蔵), B:「公文録」明治4 省御改革書類 附教部省建議幷章程」(同前所蔵), B:「維新当時建白書類雑纂五」(宮内庁宮内公文書書館所蔵), H:「大隈文書」(早稲田大学図書館所蔵), I:「三条家文書」(神宮文庫所蔵)(阪本是丸録局編『法規分類大全』第一編官職門七至九(内閣記録局,1891年), K:『明治建白書集成』第1巻 M:『鳥地黙雷全集』第1巻(本願寺出版協会,1973年), N:「航海私議 榕陰洋行文 在英榕陰建言条(興正寺所蔵文書), P:『摂信上人動王護法録』興教書院,1909年(『真宗史料集成11 維新期の真

大蔵省へ合併されるに伴い廃寮される(太政官第三七六)。その事務は大蔵省戸籍寮社寺課へ引き継がれるも、 り得なかった寺院寮への失望感が生まれ、 院寮に対し「今新ニ宣教 ノ職ヲ置ク、 戸籍寮事務章程)。以後、 不肖其何ノ為ナルカヲ知ラス」と非難する。 問題意識を強める結果となった。畳みかけるように、 神祇省のあり方を含めた宗教行政全般の再編へと舵を切り、 根本的に諸問題を解決する窓口とは 七月二七日には民部省が

2 島地黙雷の教部省設置建議と仏教者

野問わず議論百出してゆく。

限は大きく縮小した(八月一九日、

解かれてきた特徴は主に二点に分類できる。 必ずといっていいほど論及されてきた。それほどに重要な建議であることは衆目の一致するところだが、先行研究で読み 声が集中した時期である。 九月に提出された、 明 治 四年秋から翌五年三月の教部省設置に至るまでの期間は、 いわゆる教部省開設請願書である [2-M]。これまでこの請願書は、 宗教行政の再編を提起する皮切りとなったのは、 【表】に示すように宗教行政機関の設置を求める多くの 西本願寺僧侶の島地黙雷であった。 当該期の宗教行政を論じる上で

及んでいる スルトキハ言説ノ教未タ備ラス、 日ヨリモ熾」であるキリスト教は キリスト教への強い危機感である。 而勧誠ノ術未夕詳ナラス」と、キリスト教対策で実績の上がらない現状の政策に批判が 「国家ノ禍害」だと指摘する。 建議の具体的な中身へと目を落とすと、冒頭に「方今祆教ノ民ニ入ル、 神祇省―宣教使に対しては、「其道自ラ不言・ ブ間 日二

政教一致の志向である。そもそも仏教は「仏皇国ニアル千有余年」、「其間ニ民心ヲ維持シ、 島地の経験から自らが陣頭に立ち対策を講じた「残暴寺ヲ合シ、 時勢ノ最モ先スヘキ」仏教こそが 「防邪」、 つまりキリスト教対策にあたるべきと語気を強めるのである 数百ノ僧侶ヲシテ一院ニ窘処セシメ」た富山 風化ヲ裨補」してき

80

朝

えた現実的な建議をなしたことを意味しており、

動因は何であろうか。

る以上は、

翼ノ如シ」と表現する政教一致の観点より、 と憂慮を抱く。 合寺事件など廃仏毀釈 制度へ の不満を持つ島地は、 の懸念も色濃く示される。 真宗教学の真俗二諦・王法為本に基づき「政教ノ相離ルヘカラサ 政府施策での仏教の有用性を主張する。 以 前島 地が設置を建言した寺院寮はもはや廃寮して、「今ヤー 具体的には 「宣教ノ官ニ 換 ル ルニ 固リ輪 廃

総シテ教義ヲ総スル

ノ一官ヲ以テシ、

寺院ヲ管シ僧徒ヲ督スル」と寺院を統轄する機関の設置を求めたのであっ

両者の 御改革書 建議書が知られてきたが、 だが、この 間には文言の相違が認められるなど、 類 附教部省建議幷章程」(国立公文書館所蔵) 「宣教 ノ官ニ換ル」という文言は少々議論を呼んだようである。 あくまで島地の手元に残された控えであることが看過されていないだろうか。 推敲過程で何らかの手が加えられたと見てよい。 所収の建議書こそが、太政官へ提出された最終版である [2-D]。 そもそも、これまで『島地黙雷全 前 掲 神 所 収

Œ. 共其建 を促されて、 の私宅に招い 及した前述の箇所も削除されており、 最終版 削 議 除されていることは間違いない。 書の文言に宣教使の無能の事が書いてある故、之に同意を表明する事が出来ない」事情があった。そこで、 0 成案ではキリスト教対策を表す「防邪」の文言が「予防」に改められ、穏和な表現となっている。 建議の再提出に至ったという。後年の回顧談ということで割り引いて読む必要があるが、 た宣教判官小野碩齋 (述信) から、「アノ宣教使の非難文言丈を除ひて呉れ、 後に島地自身が語るように「宣教使連中も教部開省は同意である故に、 島地自身が神祇省・宣教使との協議を経て、 ある程度実現できる落とし所を見 ソウすれば賛成する」と修正 確かに文言が 大賛成なれ 宣教使に言 島地 修

こうして島地は慎重に合意形成を取り付けてい 島地と志を同じくする西本願寺の僧侶である安国淡雲 ったが、 そもそも一介の真宗僧侶である島地を政治行動 時期 へ突き動 か ヲ峻 した

(福岡明蓮寺)もまた、

同

洋教

島地は無意識裡に

「仏教」といっても

政府内においても賛同する用意があったことが窺われ

することを説く建議書を具体的 島地個人にとどまらない組織としての西本願寺の事情もあるだろう。 な 「異教予防略」とともに認めてい る。 11 キリスト教対策を課題とする西

彼 あった。 頭に置いて主張したものであったと思われる。島地の志向する政教一致観は、真俗二諦・王法為本という真宗教学を根拠 他宗派の僧侶と連携するよりも長州藩出身の政治家との親和性を重視した実際の政治的経験値に裏打ちされたもので 験から仏教諸宗派よりも真宗を中心とする思考回路であったはずである。もっと言えば、 西本願寺としては宗教政策の基軸たりえる真宗の有用性を売込むことで、 西本願寺の政治的位置を浮揚させよう 西本願寺の教線拡大を念

と試みる論法であった。これは、

島地の教部省設置建議以後、

建議書である [5―D]。 つ 「法則六条」を打ち立てて、民心を「唱導」することを提起する。その六条とは、「明弁国体」「畏敬神祇」「説諭倫」 た。建議では「国害」である「異教」(キリスト教)の侵入を防ぐべく、「其徒」を管轄する「一官」を設けるとともに、 鴻は、 元々曹洞宗清涼寺の僧侶であったが、同年九月に請われて還俗ののち左院に出仕するに至

他宗派の仏教者も設置要望を後押しする。例えば、同年一〇月の左院少議生鴻雪爪による

島地の言説を考える上で踏まえておかなければならない重要な点である。

を許容する真宗を念頭に置いていたのではなかろうか。というのも、鴻は明治元年に真宗の国教化を主張していたことに 妻帯の公許は容認しがたく、 -防禦異教」「拡充智識」「開導利用」というもので、後に制定される三条教則に連なる教化基準の先駆として注目される。 仏教の「陋習」を脱却するため、肉食妻帯の公許を提案したことも特筆される。戒律を重んじる仏教にとって肉 明治四年一〇月以降は木戸孝允、 仏教諸宗派に一石を投じるものであった。あえてかかる提起をしたのは、そもそも肉食妻帯 島地黙雷とも軌を一にして宗教政策の青写真を論議するなど、 教団外から真宗に

とを求めた [6—D]。 そして、翌十一月には在東京の仏教諸宗僧侶が連名して、 これをもって、 長谷川楚教が名を連ねていることから、 宗教行政機関設置の要求は仏教諸宗派にも拡大する。 キリスト教対策のために「諸宗ヲ相統候省寮御建被下置」こ 築地本願寺を拠点とした島地や大洲を通じて、 西本願寺からは東京の 別院で 本 Ш

期待していたと思われる。

の意向が働いている可能性がある。ただ、仏教総体を論じる島地自身が仏教界の代表として目されてきた感があるが

82

現したのである。

嘉殿での伝統祭祀の新嘗祭を天皇親祭による国家的規模で実施する祭典に位置づけ、

である。 該期に仏教界と表現できるほどの各宗派間 少なくとも宗教行政の再編の動きに関しては、 仏教全体の足並みが揃ったと即断できまい。 の連帯が成り立ち、 あくまで西本願寺の主導により始まった運動だと捉えられ 各宗派の本山寺院ではなく在東京の仏教諸宗という範 他宗派から支持されてい たの か、 慎重に判 断すべきところ

神祇行政の再編と左院の教部省設置建議

3

即チ 制定をもって、祭祀体系を定則化した。 神学を打ち立てた。 占めていた。 初年の 的とする。 た島地黙雷による教部省設置を求めた動きに加え、重要な鍵を握る神祇省と左院の動向を確認しておきたい 教制度の再編が本格的に動き出 想されていた。 保利通が まず 明 此世 沿治四 神祇行政では、 神祇省内部においても、 四年は、 ノ現ツ神」 「冗官を沙汰する事」として神祇官を筆頭に挙げるなど、キリスト教対策で実の上がらない神祇行政 明治四年九月八日に示された神祇省の基本方針では、「天照大神 天照大神と天皇を中心とする祭政一致体制を目指す津和野派は、 同年八月には、 廃藩置県が断行されるなど政府内において制度改革が実行されてゆく転換点であった。 であり、「主上ノ御恩ハ天照皇大神ノ御恩モ同様ニ奉仰へキナリ」として、 同月三〇日には神祇省神殿が奉祀する皇霊を宮中賢所に遷座するとともに、 津和野派と呼ばれる、 キリスト教対策や大教宣布運動の不振を打開しようとする自浄努力の動きがあった。 事実上の格下げと評される、 す。 神祇官・宣教使による大教宣布運動はもはや限界に直面していた。以下では、 四時祭典定則では、 国学者大国隆正に影響を受けた福羽美静ら津和野藩出身者が一貫して要職 皇廟 神祇官から神祇省への改組が行なわれ(太政官第三九八)、 (賢所・皇霊) 皇祖・皇霊の天皇親祭の実現を具体的な目 での歴代皇霊を奉祀する新儀とともに 親ク今上天皇ノ遠祖神ナレハ今上天皇 天照大神を最高神とする ○月の四 なかでも参議 祭典定則 0 整 前述 蓮が 明治 大久 宗 構

実

津和野派

の抱く天皇親祭構想が

問機関・左院の動きが重要な鍵を握る。一○月四日、江藤新平(左院副議長) 合同してキリスト教対策にあたっていこうとするものであった。特に「僧徒ヲ督責シ、以テ向十年ヲ限リ」、「海内 丸が推測するように恐らく島地も交えて議論していたのであろう。では具体的に何を議論していたのか、その後の立 A]。これは「耶蘇教ハ次第ニ盛ニ相成、 混沌とする神祇行政のなかで島地は、 例えば、木戸は九月二三日に江藤新平宅にて神祇大輔福羽美静らと「宗派寺院僧侶の事を論」じており、 前述の建議提出を境に教部省設置実現に向け木戸孝允ら長州閥政治家へ働きか 共和政治ノ論起ルニ至ン」ゆえに「宣教使モ担当、仏徒モ尽力有之度」と神仏 率いる左院は寺院省設置を建議する

関する議論が江藤との間で交わされていたとしてもおかしくない。 へ宛てて「過日ハ御風邪之際多人数登門、意外之長話仕奉恐入候」と書き送った書簡に見られるように、宗教制度再編 以後教部省設置構想の具現化へ一歩を踏み出す。左院の寺院省設置の動きは、 強力な推進者であった木戸が一一月に岩倉使節団として出発したのを機に寺院省構想は実現しなかったものの、 彼らの間で教部省設置に向け議論されてゆくのである。少し後のことではあるが、一二月三日に島地が、 島地が木戸と接触する中で江藤との人脈を 江

議が政府要人の間での叩き台となり提起されたものであろう。

ヲ教導シ邪宗侵入ノ患ヲ防」ぐための寺院省設置を求める。江藤宅での会談、さらに時期的・内容的に見ても先の島地

遷座論や祭政一致を主張するなど神道の宗教化を目指す内容であった。造化三神の思想が前面に押し出されていることか としては薩摩派の神道観 次に新たに寺院省設置建議の代案として左院から出されたのが、一二月二二日の教部省設置建議である [7―D]。 作成にあたっては寺院省設置建議の翌日に左院中議官となる、 (天之御中主神・高御産霊神・神産霊神の造化三神)の影響が色濃く、第一義的には伊勢神宮の東京 伊地知正治の意見が反映されたものであろう。

していた。 薩摩派は 津和野派の天照大神を中心に据える神学に対し、 西郷隆盛のもとに集う、 薩摩藩出身の政治家や国学者たちで、 薩摩派は造化三神を重んじる宗教的な神道観を持ち、 津和野派の主導する神祇省の路線とは けたのである

底するよう高唱したほか、 政 かつて平田 致 方針 を徹 篤胤がキリスト教に対抗して見い出した天之御中主神は、 底させようと動 後には伊勢神宮を東京に遷座して大神殿を設けようと熱心に画策するほどの神道主義者であ 13 てい た。 その代表格である伊 地 知 芷 治 は、 神教の宗教的性格を持つゆえに 宮中 か 5 0 仏教排除を求 かめ 排 仏 仏分離 的 傾向 を徹

強く、

薩摩藩では苛烈な廃仏毀釈が断行される背景ともなった。

要性が強く説かれている 議」を見ると、 出されている点は先の寺院省設置建議とも共通した左院の一貫した主張であったことが分かる。 神霊ヲ誤テ教法主ト看做サン事ヲ恐ル」と、 主張シ民心ヲ煽動 共各教正ヲ置キ生徒ヲ教育シ人民ヲ善導セシムヘシ」であり、 んで統轄する機関の そして、この点はキリスト教の侵入を憂慮する西本願寺と利害一致するものであり、 とはいえ、 当該 当初造化三神への言及はなく、作成に大きな影響を与えたとされる江藤新平によってキリスト教対策の ラル 0 構想を提起するものであった。続く設置の理由として「共和政治ノ学ヲ講シ、 左院建議の重要な点は「教部省ヲ置キ道学ニ属 類、 [3―G]。そもそも江藤はキリスト教厳禁論者であり、 間々或ハ之レ有リ、 共和政治(デモクラシーの訳語)―キリスト教蔓延に対する危機感が強く打 抑我帝国ノ権力、 宗教的な「神教」を基本としつつも儒教・仏教をも抱き込 他ノ国体ト比較シテ之ヲ議スルヲ得ス、 スル 在来ノ諸 左院建議にも反映されたのであろう。 教道ノ事務ヲ総管セシメ、 表向きの看板は造化三 原案である 国体ヲ蔑視シ、 後 世 神教 神 教部云々之 或 及と 0 祖宗 思 想が 儒 必 ヲ 14

る左院との間では神道観で相違しながらも、 強くともこの時点では仏教の動員が認められればさして問題とならなかった。 島地 江藤の間でお互いの妥協点を見出して、 津和野派の主導する神祇省と薩摩派 キリスト教対策の 筋道をつ 0 占

(1) 係の誕生 武田 派の活動を中心に―」 「近代天皇祭祀形成過程の一考察 (前掲井上順孝・阪本是丸編 明 治初年における津和 『日本型政教関

13 明治維新一一 一幕末期から、 穣 維新期の東西本願寺をめぐって」(明治維新史学会編 また 明治維新と宗教・文化. |真宗」とひとくくりにせず眺める必要」 有志舎、

- 二一頁)を説いており、重要な指摘である。
- 助研究』弘文堂、二○一七年)、一九八頁。③ 河村忠伸「上地事業における境内外区別」(同『近現代神道の法制
- 頁。
 ④ 新田均『近代政教関係の基礎的研究』(大明堂、一九九七年)、八七
- **顧寺の攻台生を問う上で重要な論点であり、別に食时を朝したハ。ら長州藩出身政治家と、西本願寺僧侶との人脈形成については、西本⑥・前掲狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一四二頁。広沢や木戸**
- 業高等専門学校紀要」第三巻第一号・第四巻第一号、一九六九・一九 (6) 明治三年閏一○月二七日、富山藩では一宗派に限り一寺に合寺せよ と厳達するなど廃仏政策を断行した。中世以来、真宗寺院の多い地域 と厳達するなど廃仏政策を断行した。中世以来、真宗寺院の多い地域 と厳達するなど廃仏政策を断行した。中世以来、真宗寺院の多い地域 いて〈第1報 廃藩置県まで〉・〈第1報 廃藩置県以降〉」(『富山工 いて〈第1報 廃藩置県は下)・

七〇年) 等参照

- 「はじめに」で挙示した論文の他、島地黙雷の教部省開設請願書の○ 「はじめに」で挙示した論文の他、島地黙雷の教部省開設請願書の
- 赤松連城(山口県徳応寺)と千家尊福(出雲大社)へ提出されたもの思われる建議書の他 [2-H・N]、筆者未見だが藤井貞文によって⑨ 参議大隈重信や水原慈音・宏遠(滋賀県圓照寺)へ提出したものと

集』所収の文言に近く、太政官へ最終提出された内容と異なる。僧侶、神道家へ広く周旋したことが分かる。いずれも『島地黙雷全研究所紀要』第三六輯、一九七五年)、三〜七頁)。政治家や宗派内の

が紹介されている(「島地黙雷の政教分離論」〈『國學院大學日本文化

- 年)、二一頁。 ・ 島地黙雷「経歴談の一節」(『仏教文芸』第二巻第一号、一九〇三
- 前掲「神祇省御改革書類 附教部省建議幷章程」。
- ジャフィー「鴻雪爪と肉食妻帯問題」(『宗学研究』第三三号、一九九にの活動については、池田英俊「鴻雪爪の活躍と政教問題」(同『明川の活動については、池田英俊「鴻雪爪の活躍と政教問題」(同『明四郎『方外功臣 鴻雪爪』(三原図書館、一九四〇年)、八〇頁。鴻雪四郎『方外功臣 鴻雪爪翁』(古鏡会、一九三八年)、六五頁、及び沢井常② 服部荘夫『鴻雪爪翁』(古鏡会、一九三八年)、六五頁、及び沢井常②
- の所在は不詳だが、真宗に理解を示す挿話である。 | 一の所では不詳だが、真宗に理解を示す挿話である。 | 一の門派の教法に一定」しようと、 | 一の門派の教法に一定」しようと、 | 一の世紀文郎「宗教につき鴻雪爪の意見」(『中央史壇』第一○巻第五の所在は不詳だが、真宗に理解を示す挿話である。

一年)、参照

- 『大久保利通日記』下巻(日本史籍協会、一九二七年)、一二九~一

- 三〇頁、 明治三年一〇月一〇日条
- 前掲武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」、 (同 『維新期天皇祭祀の研究』 原書房、 一九九六年 同「明治神祇官
- 木喬任関係文書」五九—一、国立国会図書館憲政資料室所蔵) 「明治四年神文大外ノ四省ノ要件アリ」所収「神祇省見込案」(「大
- 一「成立期近代天皇制の国家祭祀」(同『明治維新と宗教』筑摩書房、 五七五一〇〇、国立公文書館所蔵)。宮中祭祀の形成過程は、 録」明治四年・第一二三巻・辛未八月~壬申三月・神祇省伺、公○○ 一九九四年)、武田秀章「明治初年の神祇官改革と宮中神殿創祀」 「本省中御鎮座ノ皇霊御遷座幷詔書御達」及び「元始祭議」(「公文 羽賀祥
- 前掲『木戸孝允日記』二、一〇二頁、明治四年九月二三日

『維新期天皇祭祀の研究』)に詳しい。

20

制度と左院」〈『中央史学』第四号、一九八一年〉、一八頁)。 れ、初期の中心人物は江藤新平であった(松尾正人「明治初期太政官 明治四年七月二九日に設置された左院は、諸立法を議するものとさ 前掲阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、三三頁

- 文書」R5一一〇一一)。

(明治四年) 一二月三日付江藤新平宛島地黙雷書簡

(「江藤新平

- 三条公行実編輯掛「伊地知正治建言書」(七三八五七、 前掲阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、二六頁
- 西郷全集刊行会、一九二七年〉、一二七三頁)。 公文書館所蔵)、「伊地知正治時務建言書」(『大西郷全集』 第三巻〈大 宮内庁宮内
- ② 『大隈伯昔日譚』 (明治文献復刻版、一九七二年)、六〇四~六〇七
- 係の形成過程」、三三頁)とされる。 全国焼土トナルモ、決シテ解禁不可然」 いるような排仏家では必ずしもない」(前掲阪本是丸「日本型政教関 七三~一七四頁)と述べるように、キリスト教厳禁論者であった。 古飛呂比 佐佐木高行日記』 藤は「耶蘇ヲイツ迄モ禁止論ニテ、頗ル激烈ナル議論ニテ、 明治四年七月頃、右院で「宗旨ノ義」につき議論が起こった際に江 島地との交遊からも分かるように、「江藤は通説的に考えられて 五〈東京大学出版会、一九七四年〉、一 (東京大学史料編纂所編 『保 仮令日本

教部省の設置決定過程

太政 官の 下

1

教部省設置に関して諮問する [8-B]。 明 (治五年(一八七二)一月一八日、 太政官(太政大臣三条実美)は外務卿副島種臣、 設立への潮目となるこの政策決定上重要な文書が、 兵部大輔山縣有朋、 V わ ゆる太政官下問書であ 文部卿大木喬任

る。

下

問書は左院建議が添付されていることから、

前章で前述した左院の教部省設置建議を受けて諮問されたものであ

正院が政治決定の場となった。本章では、 正院の下問 .形式が採られたのは左院では自らの意見を正院に提出する程度で各省間での調整を行わなかったためであ 太政官での審議に加えて、 教部省設置を求める西本願寺の動向も押さえつ

つ、 留守政府内での教部省設置決定過程について再検討する。

ヲ督スル」機関と位置づける 由を示唆する文言が含まれる点で画期的であった。 容な姿勢を示したとされる。 置であった。明治三年の大教宣布の詔以来の祭政一致の方向性を継続しつつも、 人民ヲシテ帰向 まず太政官下問書では .依頼スル処アラシムヘシ」と設置目的を謳っており、 「神祇省ノ規模ヲ弘大ニシ之ヲ教部省トシ、 通説で言われてきたように同下問書は「教法ハ民ノ好尚スル処ヲ自択信従」という信教 別添の「職制」案では、定める管轄範囲を「全国社寺」として「教義 全国諸教ヲ統括シ其教律ヲ執テ、以テ匪教ヲ正 神祇省を「弘大」した延長線上にあるの 仏教の参入を認めることで、 仏教側に寛 が教部省設 0 É

信教の自由さえ示唆する、 官は外務省・兵部省・文部省という限られた範囲での下問形式を採り、 にキリスト教排除を前面に打ち出した左院建議と比較すると、 職制案に付された付箋に も期待する内容で、具体的には教部省内に「全国社寺ノ教義ヲ講明」する明教寮を設置するなどの教化対策を企図する 「党同伐異ノ弊」を防ぎ「混同和熟」を狙いとした [8-D]。 その上で特筆すべきは「全国諸教」の「教律」をもって「匪教ヲ正」すという、仏教を念頭に置いてキリスト教対処を 「明教ノ意諸教義ヲ講究シテ帰諦ノ一ナルヲ明ニシ」とあるように、教義の講究により宗教間 ある種踏み込んだ内容を構想したのだろうか。 仏教頼みの間接的な対処に止まる点で異なる。なぜ、太政 政府が教義に干渉する方針を示したものであるが、 左院の建議内容そのままではなく右記のような、 直接的 0

掲 そこで、太政官下問書の立案過程に注目してみたい。阪本是丸は、立案者は神祇大輔福羽美静の神道治教論に相似して 神祇省御改革書類 福 羽 の周辺と推測するが、 附教部省建議幷章程」 決定的な根拠を欠いており判然としない。 (国立公文書館所蔵)に太政官下問書の原案と思われる文書が二通収めら 太政官正院の政策意図に

前

88

それに近いもの、 ており、 幾分検討の余地がある もう一方は最終版に近いものである。 8 D D 方は最終版 の二倍の文字数になるほど、 加除修正が施され ており、

ずにキリスト教を統制するのか、 つつ「彼の外国ヤソ之教法之為に圧倒さるるの害を予防」する意図があったことは明らかである。 条約改正交渉中でもあり、 13 自 択二任セテ信セシムルモ固ヨリ不可ナルナカルヘシ」と、 特に前者の原案に目を落とすと、 最終的 な成案では、 原案段階から信教の自由やキリスト教解禁を不可避と認識しつつも、 後に河瀬真孝が木戸孝允に報告したように、 試行錯誤していたと思われる 「開化ノ今日ニ於テハ此ノ教法 左院建議とは対照的にキリスト教寛容論に明 (キリスト教) 教部省では ニ従ハント欲スル者アラハ之ヲ寛恕ニシ 「神仏儒幷に西洋之宗門をもど (V かに内外の批判を受け 正院では岩倉使節団 確に踏み込んで 折 一しし が

拱いている太政官との利害が一致したという訳である。 慮するよう念押ししていたことも影響しているかもしれない。 相窺不申候、 た張本人である島地黙雷が教部省設置を自らの目で確かめぬまま欧州各国 ためと思われる。 見して仏教に寛容な態度なのも、キリスト教対策において、 何卒御内諭に而も被為在候而は為国にも為人民にも相成不申、此辺厚く御熟慮奉仰候」と、④ その点、 使節出立前の木戸孝允が三条実美へ「本願寺上人(法主大谷光尊 もっとも、 教部省の設置を求める西本願寺と、 仏教、 太政官の下問があった一月には、 特に真宗の有用性に期待するところが大きか への洋行に旅立つのだが (明如) キリスト 事…中 教部省の設置を求 西本願寺 教対策に手を 側 っった へ配

西本願寺の設置工作と大谷光尊・大洲鉄然

2

こうして太政官で教部省設置の具体的な検討がなされるなかで、

仏教者、

特に西本願寺ではその設置

の時をただ

待ってい 0 仏教 側 0 た訳ではなかった。 動向を俯瞰することは、 教部省設置 留守政府での政策決定過程への影響如何を計るうえで重要な視座である。 向け た準備や政 府 への要望を示してゆく。 キリスト教対策の 最前線となるは

西 「本願寺では、 江戸時代の寺檀制の下で叶わなかった、 来たるべき布教準備を着々と進める。 明治四年一二月、

座右ニ置キテ副急ニソナヘント欲ス」と本山執行部に命じた。これは「維新ノ秋ニ当テ 谷光尊は ノ内旨アリ」と言い、三条実美から内々に「教化」の委任があったことを示唆する。しかもこの題目は「金口ノ説」、 「明弁国体、 畏敬神明、 履行倫理、 防禦異教、 拡充知識、 開導利用」という六つの「題目ニ注釈ヲ加ヘシメ是ヲ 相国閣下屢教化ヲ委任シタマフ 立

派な人物の説と言うが、

前述した左院へ出仕する鴻雪爪の提起する六則と一致することから、

島地黙雷である。島地は渡欧直前の明治五年一月、「拡充知識」、「開導利用

鴻の関与を窺わせる

教学的な解釈に取りかかったのは、

に置いた開明的な布教構想を残して、日本を後にした。 はり鴻が重要な関与をしていたことを窺わせる。島地は僧侶に「日新月化、 識を求めるとともに、「開化富強ニ従事セシメバ、遂ニ皇国ヲシテ宇内万国ニ卓絶スルニ至ラシメン」と、 の許を鴻とともに訪問するなど、鴻の建議が共有されていた可能性もある。この間度々接触していた江藤新平とともにや の二つに解釈を施して、法主大谷光尊へ提出する。成稿したのは前者が一月一〇日、後者が一二日のことで、 漢も取るべく、洋も取るべし」と実用 西洋化を念頭 五日に光尊 的な知

西本願寺だけでなく、 西本願寺中本山である興正寺 :教実施への期待感が高まるにつれ、 同月には東西本願寺による連名で「諸般ノ事ハ其管轄庁ニテ御支配申迄モ無之候へ共、 東本願寺も抱き込んでの公式的な見解へと発展し、政府要路へ早期設置を働きかけるのである (華園信教・摂信)が、僧侶の旧弊を改善しようと宗教行政機関の設置を求めた 西本願寺では明治五年に入ってから一層の建議工作に打って出る。 寺院教法総括被成下候_ 明治 10 0 五年一月、 そ

決を課題としており、 政 一府へ歎願していたが、 とはいえ、 当時の東本願寺としては、 東西本願寺の間に温度差があったことは否めない。 大蔵省及び参議大隈重信に対して再度願い出た明治五年二月には、 近世中期以来の宿願である「一向宗」を「真宗」へ改称するという宗名問題の 東本願寺では明治二年頃から宗名改称を単独 西本願寺などを含めた真宗五 解

K K

90

続けて、

西本願寺としては更なる設置工作を進め、二月二三日、大洲は次の如く本山執行部

引へ報告する。 ③

派 ようとする意図が垣間見える。 (東西本願寺・ 錦織寺・専修寺・佛光寺) の連名での歎願に発展する。 真宗で足並みを揃えて一気に山積する課題を解決

ならず、 未だ留守政府において教部省設置の発表がなされないなか、 裏面において西本願寺の設置工作が先鋭化してゆく。二月一○日、光尊が大洲鉄然へ宛てた書簡では、圓 西本願寺は焦燥感を募らせる。 正 規の建議提出の 手

度候…教部之立ノヲ見懸帰山遺憾ニ存候得共、致方無之様克儀ニて再東上ト存候、静岡ヨリ西え帰候也…教部省は卿大輔已下諸官 乍然教部相立候ニ付ては浅草ニ切ヲ委候様ニ立到候モ残念候、然在京ニ候ハヾ其迄之懸念は無之候間何卒進退宜様其地之都合ニ有 不日教部省ヲ被開候義は黙雷之建義之趣意之方哉、 又太政官中寮ヲ被設候事哉、掌役目及人名も分次第報知頼入候浅草御堂も分次第報知頼入候 左院之議決之方哉、一寸為心得申下し賜度候、浅草松葉も至極宜趣案心得!

の「門末教諭可仕内意」により「両本願寺申合セ」の「教諭大意案」の策定を進める。東西本願寺では、大蔵省と連携し時を同じくして、東本願寺でも「教部寮ハ近日御開キ」との動きを察知しており、布教解禁に向けて大蔵大輔井上馨から と島地建議と左院建議のいずれの趣旨での設置なのか気にかけるとともに、省・寮いずれの組織なのか、「掌役目及人名」 の人事についても判明次第 て着々と布教体制の準備を整えていたのである。 「報知」するよう指示する。滞京中に教部省設置が叶わなかったことも「遺憾」としている。

廟議も変更致し殆□ニチカク候処、 陳而教部寺院二ノ内、 昨秋已来立官之儀願立有之、大法主 今朝在院出仕橋爪(左院権大掌記・橋詰敏) (大谷光尊 御東向中 と申人より内々報知有之、 一御直々御尽力も有之候処、 今日ハ発表有之との事 兎角故障出来, 時は

洛モ延引仕候、 モ有之、 御賞賜御勤王、 先安心仕候、 又小生ノ旧願も有之、 大法主様ヨリモ右成就迄ハ東滞可仕様荒井駅ヨリ御沙汰御座候、 小生も右教部省出来ノ上ハ早速帰洛之下意々御座候処、 ハ冨山一 件、 只今何トモ難申上候得共、 教部ヲ合シテ四ヶ条之内、 其儀二付尽力最中也, 御賞賜モ御書下ケ丈ナラハ最早何時も成就仕候へトモ、 大法主御申置之事件、一二未夕片附不申、 又海内御巡行ニ付テモ今少シ小生当地ニ入用御座 右四条何モ成就仕リソウナ模様御座候故 大法主様

第以三月下旬ニモ可相成と奉存候

部省は結果としてこの日の設置とならなかったが、極秘裏に行われていた設置工作について、大洲が左院からの情報収集あったことが分かる。教部省設置の暁には光尊による全国布教構想があり、真宗の自由布教が期待されていた。また、教 に尽力していたことが分かる。このことは、設置決定を目前に控えて、これら一連の設置工作を最前線で進めていたのが ここから、 西本願寺の教部省設置意図は宗名問題や故・前法主広如への追贈、 富山藩合寺事件の解決と連動したもので

宗教政策に一 主の意向が、 の教部省設置工作は島地の建議に加えて、光尊―鉄然ラインの水面下でなされたのである。 起した構想を引き継ぎ、設置工作の実働部隊として行動したのは光尊の意図を受けた大洲であった。すなわち、 与について全く分かっていなかった。しかし考えてみるならば、実際に決定へ至る時期に島地は洋行中であり、 光尊の「思召」を受けた大洲であったことを示している。 先行研究においては、西本願寺の教部省設置工作というと島地の建議のみが取り上げられ、 仏教教団の僧侶が干渉したことは、 側近の僧侶へ伝えられ、実行に移すだけの素地ができつつあった。あくまで政府外のことであるが、 政教関係上もっと強調されてよい重要な点ではなかろうか 教団組織の最高意思として法 以降の設置決定過程へ 西本願寺 島 政府の 地 0) 0 提 関

92

三条は二月一〇日、

嵯峨実愛に教部卿就任を依頼して一度は「固辞」されるも、

二月に入り、

三条太政大臣を中心に教部省の人事構想が練られ

説得を続けた結果、

一八日には嵯峨

0 Ì

7

った。

第二に、人事問題をめぐる紛糾である。

解を得ることに成功する。

当時

の寺院行政を司る大蔵省戸籍寮との事務の引き継ぎ交渉もなされ、

大輔井上馨に対し、

教部省設置にあたり「大蔵省寺社事務章程相改候間

教部省設置をめぐる混迷

3

と懸念して「無用 間での紛争やキリスト教問題で西洋諸国から直接非難を受ける懸念があったのであろう。 配慮する形で教部省設置に真っ向から反対する。 太政官下問書につい ヲ尊信セシメテ可ナリ」とするが、 する諮問を受けると、 節 無視してでも、なぜ性急に設置に至る必要があったのか。 「大使帰国」 寸 続 教部省新設は当然明らかな約定違反であったと解釈できる。となると、 が出発する五日前の明治四年一一月七日、 て、 外務省は「左院審議上陳之論」を策定する。 第一に西洋諸国からの非難を想定した宗教問題である。 後に「大二改正」するため、 度留守政 ノ教部ヲ置クノ如キ余計ノ世話ヲ起スハ尤不可ナリ」として、 ても すぐさま反応を示したのが外務卿副島種臣である。二二日に太政官下問書の審議が行わ 府 「耶蘇ヲ開カント欲スルノ意、 0) 動向に話を戻して、 日本の場合は神・ 使節団への「照会」なしに「新規ノ改正」を行わないこととしていた。 使節団と留守政府の間で約定が結ばれており、 かかる外務省の批判の根底には、当時岩倉使節団の洋行中により、 教部省設置に至るまでの議論を見ていくこととする。そもそも、 儒 西洋諸国の事例に通じた外務省は、 明了二発見シ」、「是ヲ公布セハ天下囂々タラン」と国内状況 • 仏の「教道ヲ総管セシムルハ到底争端ヲ集会セシムル而巳」だ 以下で、留守政府内での議論を具体的な争点ごとに再検討する。 明治五年一月一八日に三条太政大臣から教部省設置に関 留守政府は政府首脳が不在にする中で約定を 教部省を設置すべきではないと陳述した。 文明国ならば その第六款で国内政治 「各其所好ノ教法 れるとい 要する う 使

別紙を以打合申候至急回答有之度候也」と依頼

九日

は 三条は

するなど、着々と設置準備が進められていった。

と読める。黒田のメモとはいえ、この人事案に何らかの異論があったことが想定される。江藤ら左院の意向に配慮され 書き記されている。これは解釈が難しいところだが、状況から考えて江藤が賛成すれば、直ちに発表に移るはずであった 出身者でもない薩長藩閥に配慮した人事案があった。この大輔・少輔の人事は後に実現することから、ある程度有力な案 事案を見ると、最終決定とは異なる構想であったことが分かる。最終的には教部大輔に福羽美静、 であったと考えられる。 だが、結果からいえば、二月中での設置の発表には至らなかった。そこで二一日に黒田清隆開拓次官が三条に示した人 福羽は左院大中議官で、教部大輔に長州藩出身の宍戸璣、教部少輔に薩摩藩出身の黒田清綱を据える、 しかも、人事案とともに「教部省之事。江藤云々。江藤見込之通評議同論ならは今日所置。」と 教部少輔は空席となる 神祇官僚

州閥であった。二月二九日、三条が大隈へ宛てた書簡は、反対状況を物語る史料としてしばしば紹介される。三条は教部 院勢力の意向が複雑に絡み合って、障壁となっていたと見られる。 たのは「偏井上之処一尽相成度候」とする。三条を悩ます「情実」の根幹には、人事問題だけでなくキリスト教問題や左 情を吐露している。そこで、三条は大隈を頼って「井上へ篤御談有之候様依頼」する。特に三条が と設置に反対しているため、「当節大使留守中尤官中協和肝要之義ニ付小事より葛藤を生し」るのは「尤心痛」とする心 省について「断然頃日来決定之通、発表之外良策」はないと考えているが、「井上(馨)、山縣(有朋)ニも段々議論有之」 無論、先行研究でも指摘されているように、教部省設置に反対していたのは外務省に加え、井上馨と山縣有朋ら残留長 「甚困入候情実」とし

いないことが先送りの一因となったのであろうか。

対し、 |教義包容ノ寛大ナラサルヲ示シ旁以不都合」であることから、「同省被廃更ニ教部省被置候」と「評決」したとして、 正式に教部省設置を発表する予定である旨の報告をしていたのである。正院の設置理由の報告によれば、 約定書の遵守意識についてである。これまで指摘されていないこととして、二月二二日に正院として使節団 が設置を強行したと考えられる。

設置を主導

した人物につい

ては

未だ推測の域を出ないものの、三条や大隈ら留守政府において方向性を同じくするもの

「不日 の定める 発表 「照会」 種リリ かといえばそうではなく、 だと述べてい る。 つまり、 一方的な報告であった訳だが。 使節団を完全に無視して断行した訳ではなかった。 とはい · え、 それ が

ない。 る三条にしても発表寸前まで漕ぎ着けたものの、 教化が彼らの主張の根底にあることを考えれば、それを放念してまで調整したとは到底思えない。 三条自身とて、 それでは、 約定書の不履行を気にかけている。三条や反対する者が二の足を踏んだのも、 最終的に留守政府内で設置を押し切ったのは、 後には 「使節之帰朝迄ハ不得止事件之外ハ総而変革改正も不致と申旨 今ひとつ決断力を欠いていた。 一体誰か。 西郷隆盛や左院と見る説があるも、 約定書の存在に縛られたの 趣 を徹底 最高意思決定権者であ しないと支障 がが 神道の宗 かもしれ あ ると

に相談していたことは、 の停滞により早く設置を決断するよう迫る。先に見た反対意見に苦慮する三条に加え、事務停滞に困惑する福羽らが大隈 大隈へ「御発表遷延致候而 書を逆手に取って、 この混乱する状況で政治的な調整能力を発揮した一人として、大隈重信がいると思われる。 むしろ「鬼の留守に洗濯」と言わんばかりに国内政治の改革を志向していた。三月七日には、 彼が周囲からも調整を期待される実力者であったことを窺わせる。 ハ日々之事務甚不決着ニ而困リ入申候、 申上ル迄ハ無之候得共御差急キ被下度」 大隈は留守政府を縛る約定 と神祇省事務 福 羽 が

種々ノ大改革ヲ着手」していると「大ニ感ジヲ悪ク」するように、大隈は留守政府で政治的実績を残すべ 楯にして退けたという。対立する佐佐木高行が留守政府は約定書に反して「大使帰朝セサル中ニ、大進歩ヲ見セント、 省設置建議以来、 加えて、 かくして紆余曲折を経ながらも、三月一四日になってようやく教部省が設置されたのである 中議官伊地知正治ら左院勢力が主唱する神宮東京遷座論を排したのも大隈であった。 神宮東京遷座論を強く説いて運動していたが、 実現寸前のところで大隈が新規改革を凍結する約定書を 伊地 (太政官布告第八二号)。 知正治は 左院 0 教

- ① 西川誠「左院における公文書処理―左院の機能に関する一考察
- ② 前掲阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、三四頁。
- 書』三〈東京大学出版会、二○○八年〉、一七四~一七五頁〉。 3 明治五年二月一五日付木戸孝允宛河瀬真孝書簡(『木戸孝允関係文
- ④ 明治四年一一月一○日付三条実美宛木戸孝允書簡(『木戸孝允文書』 明治四年一一月一○日付三条実美宛木戸孝允書館は、木戸の不在中西本願寺の洋行問題について取り計らうように申し述べたものであるが、洋行のみならず木戸の不在中西本願寺へ配慮するよう、留守あるが、洋行のみならず木戸の不在中西本願寺へ配慮するよう、留守な行問題について取り計らうようにある。
- 一○○、国立公文書館所蔵〉)。

 「大政類典」明治二年、第一編・第一二一巻・教法、太○○一二一(「大政類典」明治二年、第一編・第一二一巻・教法、太○○一二一回布教を禁じていた(「本願寺光沢門徒教諭ノ為メ近畿巡廻ヲ止ム」の 維新政府も「民政指支ノ筋」があることから、特に真宗に対して巡
- 上人御筆物其他文書写」上〈本願寺史料研究所保管「本願寺文書」〉)。⑥ 明治四年一二月二五日付本刹執事所宛大谷光尊書簡(「広如明如両
- 二一七頁)。

 二一七頁)。

 二一七頁)。

 二一七頁)。

 二十五百一年

 八次思想資料集成別卷 教義新聞』(同朋舎、一九八二年、)二一一~

 仏教思想資料集成別卷 教義新聞』(『島地黙雷全集』第二巻(本願寺出版
- ⑨ 近世中期の宗名論争については、『本願寺史』第二巻(浄土真宗本

願寺派、一九六一年)、二四九~二七八頁、参照。

- ○「一向宗帰ノ儀ニ付何幷錦織寺外一ケ寺華族被列ノ儀達共」(「公文 図書館所蔵))とあるように、大隈重信の関与を窺わせる。 図書館所蔵))とあるように、大隈重信の関与を窺わせる。
- 覚法寺文書」)。 □明治五年二月一○日付大洲鉄然宛大谷光尊書簡(「(山口県大島郡)

(11)

- ② 明治五年二月一四日付大谷光瑩書簡(『白華教部省雑纂』〈大谷大学② 明治五年二月一四日付大谷光瑩書簡(『白華教部省雑纂』〈大谷大学
- 寺宛東京出役覚宝(法)寺鉄然書簡(「明治初年築地坊舎ニ於ケル文③)明治五年二月二三日付西京西六条安養院・上原三楽・林俊勝・順照

書」〈本願寺史料研究所保管「本願寺文書」〉)。

- (4) 神祇省内宣教使に出仕する常世長胤が「三月の十四日といふ日には、(4) 神祇省内宣教使に出仕する常世長胤が「三月の十四日といふ日には、(5) 神祇省内宣教使に出仕する常世長胤が「三月の十四日といふ日には、
- 一九九二年〉、八四頁、及び小幡圭祐「廃藩置県後の「事務」」〈同藩政府論─クーデターから使節団へ─」〈『日本史研究』第三五六号、正重要な役割を果たしたのが大蔵大輔井上馨とされる(高橋秀直「廃に重要な役割を果たしたのが大蔵大輔井上馨とされる(高橋秀直「廃に重要な役割を果たしたのが大蔵大輔井上馨とされる(高橋秀直「廃下」〉「大臣参議及各省卿大輔約定書」(「大使書類(原本)」単○○三二四

| 二○一八年〉、六三頁、等参照)。 | 二○一八年〉、六三頁、等参照)。 | 一○一八年〉、六三頁、等参照)。

- ⑤ 「左院審議上陳之論」(「副島種臣文書」二六、国立国会図書館憲政
- 五〇八八、宮内庁宮内公文書館所蔵)。 臨時帝室編修局「嵯峨実愛日記 続愚林記 東京四」明治五年(三
- 黒田の人事案を「尤に相考候」としつつも、「既に御発令も有之候事文書」六〈みすず書房、二〇一〇年〉、九三頁〉。三条は大隈に対して、文書」六〈みすず書房、二〇一〇年〉、九三頁〉。三条は大隈に対して、四八七―二、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 係文書』六、九三頁)。 明治五年二月二九日付大隈重信宛三条実美書簡(同前『大隈重信関

故今更不都合」とも述べているが、人事の検討過程が分かるものとし

て注目できる。

本 本朝公信」単〇〇三一七一〇〇、国立公文書館所蔵)。 明治五年二月二二日付特命全権大使副使宛正院報告(「大使書類原

- 信関係文書』六、一○六頁)。 ② (明治六年)五月一八日付大隈重信宛三条実美書簡(前掲『大隈重信
- 二○八〜二○九頁)。二数」、二○八〜二○九頁)。前掲阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、四二頁、及び前掲狐板裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五八頁。西郷隆盛が「僧侶や塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五八頁。西郷隆盛が「僧侶や塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五八頁。西郷隆盛が「僧侶や塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五八頁。西郷隆盛が「僧侶や塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五八頁、及び前掲狐田であることに注意を要する(前掲芳村正乗「明治初年の政府と関係」
- z。 『大隈伯昔日譚』(明治文献復刻版、一九七二年)、五六八~五六九
- 九〈みすず書房、二〇一三年〉、二一三頁)。 明治五年三月七日付大隈重信宛福羽美静書簡(『大隈重信関係文書』
- 年の伊勢神宮遷座案」〈『神道宗教』第九六号、一九七九年〉、三七頁)。三条実美やその周辺でも反対していたようである(秋元信英「明治初)前掲『大隈伯昔日譚』、六○四~六○七頁。神宮遷座案に対しては、
- ∞ 前掲『保古飛呂比 佐佐木高行日記』五、二三八頁。

教部省設置後の方針とその反応

1 教部省設置とその方針

た西本願寺の動向とともに明らかにする。 本章では、教部省が設置当初に採った方針を確認した上で、それに諸勢力がいかなる反応を示したのか、 設置を主唱

前章で見てきたように、 教部省の設置をめぐっては左院や太政官正院の意見が相反して混迷を深めたが、 結果としては

その されやすい一因ともなった。政策決定の中心である正院に対し、真宗や左院などといった諸勢力の様々な思惑が働くなか な主張の最大公約数を採った形であるがゆえに、設置方針が見えづらく、後述する展開に見るように属人的な要素に左右 そのどちらでもなく恐らく様々な事情を勘案して意図的に明瞭にされていないのではないだろうか。二択というより様 ように映る。 *"*中身*"* 先行研究では設置時点で左院、太政官のいずれの意見が採用されたのか、という点で議論のあるところだが、 を骨抜きにする形で、教部省はあくまで神・仏・儒の事務を統轄する機関として、、外見、 だけ設置された

て驚きを隠せないでいた。省庁間の調整が必ずしもうまくいっていたと言いがたく、あまりに拙速であったことを示して だからこそ、 当初より設置について「不可行論」「不都合」を表明していた外務省は、 設立後に 「突然御一定」とい

で、意思決定は歪められ、

設置を強行せざるを得なかったのである。

法御発令ノ義ハ厚ク御注意有之度」と約定書の違反について苦言を呈するも、責め立てることはできなかった。 は「此一事ハ決而御施行無之様存候」と釘を刺すのが精一杯であった。宗教問題に慎重さを求めるゆえ、「自今新規御仕 ノ内ヂェズイツトノ徒」が追放された事例を紹介しながら、せいぜい「法教寛恕ノ事自由」、つまり信教の自由につい いる。洋行中の岩倉具視に対しても、当然時差を伴うので設置後になって「教部省ノコト」「法教云云ノコト」などの 「御細示何も今拝承」したと言い、調整不足が露呈している。岩倉は三条に対して、「孛国」(プロシア)で「カトリキ教

占めることから、実務的には神祇省事務を引き継いだ格好である。これを以て、高木博志の言葉を借りれば設置当初 任した。その他、 福羽路線の教部行政が展開」 (後に少丞) として天野正世、 明治五年(一八七二)三月に発足した教部省官員の陣容を見ると、教部卿に嵯峨実愛、御用掛には江藤新平が 実務者としては旧神祇省から引き続き大輔として福羽美静、四等出仕 したのである。この路線下において、 小野述信が入省する。発足当初の人事面では、 教部省職制並事務章程の制定 旧神祇省から横滑りした者が多くを (後に大丞)として門脇重綾、 (三月一八日 江 五

や宮中祭祀事務の式部寮への移管

(同月二三日、

太政官布告第九二号)、教導職の設置

(四月二五日、

太政官布告第一三二

98

教則に落ち着いたのである。

矢継ぎ早に教部行政 の骨格が形作られ てゆく。

によって構想されていても不思議はない。 二敬事スル事」「人倫ノ道ニ順フ事」「祖先ヲ祭祀スル事」「各其ノ職ヲ効ス事」「不善ヲ作ス不可カラサル事」と、 を提案していたことに加えて、神祇省においても三条教則につながる教則案の策定を進めていた。五則からなり、 な徳目が盛り込まれている点を特徴とする。 所謂三条教則が制定される 八日には「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」「天理人道ヲ明ニスヘキ事」「皇上ヲ奉戴シ とにかく 、外見、を作ることを急いだためか、 (教部省達)。これは設置以前から検討されていたようで、 福羽ら津和野派が儒教的要素の影響を受けていたことを考えると、 教部省の方針もまた、設置後になって急拵えで整えられてゆく。 前述した左院の鴻雪爪が六条の題目 朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」とい 福羽の手 四月二 「天神 的

あった箇所をわざわざ「敬神愛国」へ修正して国家への忠誠を強調する形で、神仏いずれの立場も明示しない曖昧な三条以後、恐らく左院勢と福羽との間で議論が本格的に進むなかで、最終案が四月二三日に出てくると、当初「敬神報国」で 加えて、 義」などの倫理的徳目が盛り込まれたことに加え、神道・仏教の代表者としてそれぞれ「大教諭」「大教正」を置くこと、 「人民ヲ教諭」することを明示した点で福羽の意向に近い。だが四月に入り、左院から当初より教則を構想する鴻雪爪に 教部省設置直後の三月二〇日には、「教導職へ相渡候草案」で六条の教則案が示される。「敬神 高崎五六、 伊地知正治らの人員が教部省御用掛として送り込まれたことにより、左院の意向が働く条件が整う。 尊皇」「倫理」「仁義忠

立直 ノ通リナリ」として参議らのお墨付きも得てい それでも曖昧過ぎる教部省の政策趣旨ゆえに、それを公的に解説したのが教部大丞門脇重綾の 『後の教部省の政策方針や方向性を読み取れる。 る。 門脇は 要職にあって「某参議へ聴キ合セシ処教部省ヲ立ル眼目正院議論 「教部 ハ教義ニ関スル、 切事務ヲ統理スル 「教部要説」 ヲ掌ル」 のと捉

世の中で「専ラ我カ国教ヲ創立シ、

或ハ外教ヲ排撃スル所以ノモノ」

と混同

あくまで「教義ヲ掌ルニ非ス」とし、

であ

設

のである。あくまで教部省を「事務」を扱う官省と位置づけ、三条教則も「国法」だとして、宗教的な教化政策とは ナリ」として、「国体ヲ無窮ニ保チ、光輝ヲ海外ニ治カラシメン」ためには、「教導ノ任方今国家ノ緊要タリ」と強調する るのは誤解だと説く。その上で、三条教則である「夫三章ハ国法也、 教法ニ非ル也、 教部ハ施政 ノ官也、 教導ノ官ニ非 ル

2 旧神祇省と左院の相克

を引いていたのである。

されている。これは当該期の左院の意見を示すと思われる文書で、左院の教部省設置への対応が述べられている。 ある江藤 神道への財政支援、 あった。高木博志によれば、対立には(一)教導職最上級である大教正の神仏一本化、(二)編輯課をめぐる対立、(三) 六)との対立であり、その内実は「福羽の説は神仏教混淆と云、左院の説は是非神道を首に立て行くと云事」という点に 旧神祇省と左院の対立については、左院の宮島誠一郎の手許に残された「廃神祇官起教部省議」という文書に詳しく記 方で、設置後早くも政府内では教部省の方針をめぐる内訌が生じる。それは江藤 ―福羽に抗って既存の制度をも破棄しようと工作してゆき、もはや省内は混乱の様相を呈するのである。 (四)神宮教導職東西両部への区分など四つの問題があったとされる。左院は「神仏教混淆」 ―福羽と左院 (伊地知正治・高崎五 教部大

羽へ不信感を抱いており、その牽制として「兼勤」を送り込んだことが分かる。 為致シ方外ニ無之」として左院出仕の伊地知正治、高崎五六、丸岡莞爾が教部省兼勤に決着したとある。左院としては福 する構想があったという。だが「伊地知ハ左院之骨子」でもあり「教部ニ坐スコト不能」とのことから、結果的に 輔に福羽が任命されたことは「皇道地ニ墜可申」状況であり、「是非ともに伊地知

(正治) 大議官ヲ彼省之少輔ニ推任

高崎は こうした危機感を持つ左院は、 「成人」である仏教に対して「神道ハ未ダ全ク教法完備」しておらず「嬰児ノ如シ」だという。ゆえに「我神道ノ 福羽への対抗策に打って出る。 それが、 高崎五六が草したと思われ る神道援助

内教導巡回

の許可にあたっては、

前述した東本願寺と大蔵大輔井上馨との間で調整が進められていた、

は、 候 教法ヲ纂述」 神道ヲ援助スル件ハ素ヨリ同 事ニ御処分ヲ願度」として、 神道に「官費官給」を投ずることに抵抗を示していた。 さらに 甚困入候」と抜き差しならない事態となり、早期解決が必至となってくる。 一伊 L 地知高崎ノ同意之ものも相見、 「父母ノ赤子ヲ看護スルノ思ヲナシ、 論」であるが 政府・教部省が宗教としての「神道」を援助すべきだと主張した。 「伊地知高崎之如ク、今度官費官給等ヲ仰き候事ハいつまでも不納得」 甚困り入申候」と左院の動きに悩まされるのである。 政府モ之ヲ維持シ、 もはや教部省内では「近日省中異論之義ニ付…其内百般之事 本省モ此道ヲ興隆スルヲ以テ職 これに対して福羽 あくまで福羽として 分ヲ尽スト致 であ

生じたことである。 たメンバーを総退陣させることにより問題の決着を図った。この対立の意義とは、 身者でもない、 が政府施策に採り入れられたことにより薩摩閥である伊地知・高崎らは危機感を持ち、 高按之通、 事態を重く見た三条は、「教部之事も如此事ニ相成侯而者、 双方共一先相離れ候方、 薩長藩閥の人事バランスを考慮した事務的 その結果、大輔に宍戸璣 上策」であるとして、 (長州藩出身) 五月二四日に江藤、 な体制が成立する が、 国家之盛衰ニも関係不容易義と痛心之事ニ御 少 輔には黒田 清綱 福羽、 教部省の不安定性を暴露し、 (薩摩藩出身) 伊地知、 宗教的な「神道」 高崎ら教部省設置に携 という、 神 の存立に 祇省 座 候 か 動揺 左院出 0 就 仏 わ 教 0 者

西本願寺の教部省設置への反応

3

宗派 更が許される が許可され さて、 戒律で禁ずる僧侶の肉食妻帯の解禁も 教部省設置の時点で一人利益を蒙ったのが真宗勢力である。 (大蔵省達第三六号)、 (太政官達号外)。 西本願寺のほぼ意に沿った形で要求が実現したのである。 四日には真宗五派が要求していた宗名についても「一向宗」 (四月) 五 日 太政官布告第一三三号)、 設置と同時に、三月一〇日に東西本願寺の教導巡 真宗寄りの施策として捉えられる 他にも、 名から「真宗」 鴻雪爪が主唱した、 名 0) 他 変 口

真宗の布

教

は、 構想を示した「教諭大意」も認められている。そもそも真宗四派 大蔵省が 「皇政ノ仁恵ト宗門ノ真理トヲ開導」する心得を示したものとして認め、 (東西本願寺·興正寺·佛光寺) 本文において「我門流 共通の成案を得た本文書 ノ徒真俗一

諦ノ欠ク可ラサル教旨」に基づき、 「朝命ノ出ル所ヲ遵奉シ国民ヲシテ開明ノ政化ニ誘導セシムルヲ布教伝道 ノ任トス

もまとめられている。真宗としては「皇上ノ至仁(朝旨ノアル処ヲ知ラシムルヲ任トス」として、大教院設立と「 と「朝命」への遵奉姿勢を謳う。これに加えて、真宗五派 (東西本願寺・錦織寺・専修寺・佛光寺)による三条教則の解釈

場」を全国に設けるという教化構想を具体的に示すなど、設置当初より三条教則への遵守姿勢を一様に示していた。

して、真宗に期待するところが大きかったことが窺える。 あったと推測される。 段万謝難尽筆紙候」と礼状を書き送っており、 ついて岩倉具視へ報告するなかで、「仏家之義両本願寺抔ハ別して憤発ニ而教導方も至極面白ク専勉励仕候様ニ承候」と 教部省設置後、 大谷光尊は大隈重信に宛て「旧冬来滞京中は種々御配慮に預り爾後引続鉄然靖等時々登堂、 政府要路の評価としても、真宗を別格の位置づけで以て期待する。三条実美は設置後の説教状況に やはり教部省設置や一連の真宗に寄り添った政策には大隈の 御 蒙御厚意候 配慮」 が

者の一人が大洲であったことが裏付けられ、 設置には長州閥の繋がりから働きかけてきた大洲の功績があったことを評価している。ここからも設置工作の最大の功労 相成候て探索致度存心の処」、「元来長州生の人物故、 イタシタ事ト実ニ難有存ズル」との賛意を以て迎えられた。他宗派である曹洞宗僧侶諸嶽奕堂も 法主の大谷光瑩 一省断然御開に相成、宗名御達相成」と教部省設置と「真宗」名公許となったことを祝賀する。東本願寺においても次期 西本願寺としては全て思い通りであったようで、光尊が大洲鉄然のこれまでの「尽力」を慰労し、「多年之懇願 (現如) が教部省設置を「実ニ昨日迄ハ予モ朝旨ノ在ル処ヲ知ラズ」と述べるも、「仏法弘通ノ時節到来 この西本願寺の役割は看過しえない 長藩出仕の官員皆々熟懇依、 精密に探索被致候様子」と述べるなど、 一鉄然儀兼而畜髪官員に

教部省設置後も、

西本願寺は未だ島地黙雷が洋行で不在にするなか、

大洲鉄然らが教部入省を果たしてゆく。

大洲は教

: 徒 た本文書 102 (960) (5)

の際、 部省首脳であった江藤新平と親和的な関係にあったとされ、 頼っていたようである。 「布教之実効」を不可欠と考えていたことが分かる。 大洲は教部省の「仏法御活用之御趣意共相違仕候様奉存候、 例えば、六月五日には大洲が江藤へ免職された明蓮寺石舟(木下靖) 設置当初は、 前述した旧神祇省と左院の対立で江藤が退陣した後も 「布教」実現のために働く大洲が江藤との関係を基 且教部省之盛ニ相成侯所以ハ布教之実効ニ在リ」 の復帰を相談してい る。 ح そ

教部省の積極的維持の方針で動いていたのである。

成、 伝法の甲斐無之候段、 とはいえ、真宗贔屓の教部省政策が必ずしも他宗派の仏教から歓迎された訳ではなかったことは注意すべき点である。 一同迷惑仕り候」と捉えられている点からも、必ずしも真宗が仏教諸宗派の代弁者であるとは言いがたい。 僧侶の肉食妻帯の解禁に対しては、 諸宗一統尤悲歎仕処」として非難している。さらに「自然廃仏の其独り今日より濫觴申すことに相 浄土宗僧侶福田行誡が教部省に布告の取り消しを求めて、「仏の教意を損

- 1 明治五年三月二八日付田邊外務少丞・渡邊外務少記宛外務大少丞報 (|本朝公信附属書類 中」単〇〇三一九一〇〇、国立公文書館所
- 2 実美関係文書」 明治五年九月二三日 書翰の部一九一一三七、 (太陽暦) 付三条実美宛岩倉具視書簡 国立国会図書館憲政資料室所
- (3) 4 前掲高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」、五三頁。 ·辞令録」明治五年(職〇〇〇七九一〇〇)、 諸官進退状) 第五卷、 明治五年二~三月(任A〇〇〇五一〇 国立公文書館所蔵
- 許に残されたものである。 館所蔵)、「教則五則」「教則案」(「大隈文書」A四一四四、A四二C 三条実美に提出されたものと考えられ、後者は無罫紙で大隈重信の手 三、早稲田大学図書館所蔵)。前者は 三条公行実編輯掛一教則未定稿」(七〇三三〇、宮内庁宮内公文書 原文は漢文で記されているが、 「神祇省」罫紙を使用しており 教則案

- 6 のみは読み下しであることから、これを引用した 井上智勝「明治維新と神祇官の「再興」」(島薗進 高埜利彦
- 天皇 淳·若尾政希編 〈春秋社、二〇一四年〉、一七六頁) 『シリーズ日本人と宗教―近世から近代へ一 将軍と
- 巻・壬申三月~六月・教部省伺、公〇〇六七六一〇〇、 「教導職制同教諭案文伺附布告伺」(「公文録」明治五年·第 国立公文書館
- 明治五年〈誌〇〇〇六九一〇〇〉、国立公文書館所蔵 三一〇〇〉、一辞令録」明治五年〈職〇〇〇七九一〇〇〉、一内史日録 伊地知正治が四月二〇日のことである(「贈位内申書」〈贈位〇〇一七 教部省御用掛の任命は、 鴻雪爪が四月一二日、 高崎五六が四月九日
- 10 「教導職等級幷三ヶ条御書付」(「官符原案・原本・第三」 三一〇〇、国立公文書館所蔵 教部要説」 (「吾園叢書」 二六、 単〇〇二
- 国立国会図書館所蔵)。 作成時期

文中に出てくる三条教則制定の四月二八日から、門脇が亡くなる八月 九日までの頃だと推定される。本史料は左院中議官細川潤次郎の旧蔵 九日までの頃だと推定される。本史料は左院中議官細川潤次郎の旧蔵 な。小中村清矩「陽春蘆蒐集録」(東京大学附属総合図書館所蔵)や、 大洲鉄然輯「筐底録」下(本願寺史料研究所保管「本願寺文書」)に も異本を収めることから、他の官員にも共有されたようである。小中 村清矩のものについては、藤田大誠「明治初年における神社行政と国 村清矩のものについては、藤田大誠「明治初年における神社行政と国 学者の考証」(同『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年)、一三八~ 学者の考証」(同『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年)、一三八~ 学者の考証」(同『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年)、一三八~ 一三九頁、参照。

- 書』五〈日本史籍協会、一九三一年〉、一五五頁〉。⑪ 明治五年六月一五日付岩倉具視宛大原重実書簡(『岩倉具視関係文
- 五四頁。
 ② 前掲高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」、五三~
- 時期のものと思われる。 五年三月四月五月」とあり、江藤―福羽と左院との対立が顕在化する館憲政資料室所蔵)。作成年月日は不明であるが、文書冒頭に「明治館、所教名議」所収(「宮島誠一郎文書」一〇〇六、国立国会図書
- せハいつまで立ても下ノカニ不入、興亡上ノカニあるへし」と、福羽には「神道可助之論ハ素ヨリ同論…官費ヲ仰キ官給を以て神道ヲ興隆にも「神道可助之論ハ素ヨリ同論…官費ヲ仰キ官給を以て神道ヲ興隆建議幷章程」所収の高崎五六意見書に付された「美静」印のある付箋建議幷章程」所収の高崎五六意見書に付された「美静」印のある付箋。明治五年五月三〇日付江藤新平宛福羽美静書簡(「江藤新平関係文⑮)明治五年五月三〇日付江藤新平宛福羽美静書簡(「江藤新平関係文⑯)明治五年五月三〇日付江藤新平宛福羽美静書簡(「江藤新平関係文⑯)

同様の観点から高崎を批判している。

- ⑥ (明治五年)五月二○日付江藤新平宛門脇重綾書簡(「江藤新平関係)
- 文書」R5一〇〇一一)。
- 「叙任録」明治五年一~五月(職〇〇〇〇七一〇〇)、国立公文書館「諸官進退状」第七巻、明治五年五~六月(任A〇〇〇七一〇〇)、
- 〜一一六頁、本文は「教礎」(本願寺所蔵)より引用。
 ⑩ 認可の経緯は、前掲『白華教部省雑纂』、一○八〜一一〇、一一三
- (3) (明治五年と推定できる。 を光尊が東上していた「旧冬」が明治四年末であることから、その翌谷光尊が東上していた「旧冬」が明治四年末であることから、その翌谷光尊が東上していた「旧冬」が明治四年末であることから、その翌年の明治五年と推定できる。
- マイクロフィルム)。書〈岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵Ⅱ〉」R23四六―九四、北泉社版②)明治五年五月一五日付岩倉具視宛三条実美書簡(「岩倉具視関係文②)
- 「明治初年に於ける東西本願寺の立場と護法の為めの動き」〈前掲同》「壬申五月六日御法嗣現如上人浅草御坊に於ける御直命」〈徳重淺吉

政治宗教史研究』〉、二四七頁)。 なお、 原本の所在は不明であ

明治五年四月一二日付永光・芳春・金龍各老古錐宛奕堂書簡

(大本

附書翰集』〈鴻盟社、一九二七年、

九七八年復刻〉、一二二一一一二三頁)。 山総持寺修史局編『奕堂禅師

- 広開 仕]、増上寺徒弟恭運 雪爪 (禅宗)、[一〇等出仕]、本印寺日耀 (法華宗)、津梁院徳門 台宗)、普門院実海 (天台宗)、自証院亮栄 (天台宗)、蓮光寺恵降 (真宗)、覚宝(法)寺鉄然(真宗)、万法寺遊界(真宗)、東漸寺豊 (古義真言宗)、妙蓮寺石舟(真宗)、 (浄土宗)、東漸寺五堂(禅宗)、青松寺良順(禅宗)、寿命院道暢 明治五年五月段階での僧侶官員は、次の通り。[七等出仕] 清涼寺 〈『日本初期新聞全集 (浄土宗)、仰明寺専教 (真宗)、三宝寺弁玉 (真宗)、明蓮寺淡雲 (浄土宗)、 補巻一』ぺりかん社、 (真宗)、本誓寺白華 (『教部省日誌』 浄国寺徹定 (浄土宗)、勝授寺 一九九七年〉、二〇二 (浄土宗)、[一二等出 (真宗)、報恩寺性典 第一号、 明治五年四 (天
- 寺を含む真宗は八名(二一名中)が入省し最大勢力であった。 還俗した鴻雪爪が含まれているものの、これを見ると東西本願
- 前掲阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、
- 御寵遇拝謝無地奉存候」との礼状を書き送っている(〈明治五年〉六 月一七日付江藤新平宛大洲鉄然書簡〈「江藤新平関係文書」R4三五 願仕候妙蓮寺石舟、一昨十五日十等出仕拝命仕候、同人ハ固小生迄、 書」R4三五―二)。その後石舟の復帰が実現し、大洲は江藤へ「内 (明治五年) 六月五日付江藤新平宛大洲鉄然書簡 (「江藤新平関係文
- に対して「此売僧奴」と迫る一幕もあったという(的野半介 三〇四頁。布告に反対する僧侶総代らが教部省に押しかけて、 住僧」とあるので、恐らく行誡を指すものと思われる。 白』上〈原書房、 「建白並垂訓」 (梶寶順編 一九六八年〉、 『行誡上人全集』仏教学会、一八九九年)、 六三四頁)。その「首班」

お W に

明治初期の政教関係に大きな影響力を持ったのは、西本願寺であった。

たが、西本願寺という組織の政治的役割は十分に明らかにされてこなかった。島地黙雷の教部省設置建議だけでなく、大 として政治の世界への傾斜を深める様相を明らかにした。これまで仏教の代表者として島地黙雷ばかりが注目を浴びてき 本稿の内容を一言でいうならば、このように表現できようか。本稿では教部省設置前後を通じて、西本願寺が教団組 西本願寺が水面下で政治へ関与する素地を用意していたことが浮か

び上がった。これまで知られている以上に、

西本願寺の僧侶が積極的に政治過程に関与して、

洲鉄然のような僧侶も政治家

への接触を試みるなど、

教部省設置が実現したので

ある。

ろんのこと、 れまでほとんど意識されてこなかったが、 彼ら真宗僧侶が活動しえた原動力は、それを容認した教団組織の長たる法主大谷光尊 宗祖親鸞の法燈と血脈を受け継ぐ法主の立場や権限が大きいのは当然のことである。 教団の意思決定として国家への恭順姿勢を示す真俗二諦という教学的な理解を採用したことも、 西本願寺という組織を考えた場合には看過しえない。法主の指示や意向はもち (明如) 法主の主体性につい の存在であった。

に乗ることを容易にした重要な点である。

だ側面もあったのである。本論で述べたように、「仏教」と一括りせずに、各宗派ごとの影響力を踏まえる必要があろう。 れば、 侶が最も頼りにする木戸孝允が洋行で不在にするなか、 との関係に規定されて教部省に仏教を取り込む方向に収斂する。 以外の仏教諸宗派が、肉食妻帯の公許によって仏教の戒律を否定されたと捉えたように、むしろ「仏教の真宗化」が進ん 行動していたことからうまく連携していたと言いがたく、仏教教団のなかでも特殊な存在であると位置づけられる。真宗 で紹介されるような仏教者を代表するものではなかったことには注意を要する。即ち、真宗は仏教諸宗派と一線を画して 一反映するために政治過程に関与するようになったことは捨象されている。 一神道非宗教論」を唱えた島地黙雷の役割を重視するものであって、西本願寺が自由布教の実現といった個別課題を政策 に暗躍していたのである。それも理由なく依怙贔屓していたのではなく、キリスト教対策での期待があったからこそで このような西本願寺の政策的主体性を認める視点からは、本論で述べた教部省設置前後の政治過程を次のように理解で 神祇大輔福羽美静や左院副議長江藤新平などの政治的役割は既に明らかにされてきたところだが、それも真宗僧侶 教団が政策に容喙できる途を切り開いたことである。だが政策主体としての西本願寺の役割は、必ずしも先行研究 前述の通りこれまでにも真宗の政策的主体性を重視する見解もあるが、これは「国家神道」形成 太政大臣三条実美や参議大隈重信が西本願寺の意を汲んで、 しかも、 本論で明らかにしたように、島地黙雷ら真宗僧 政教関係上重要な点としては、 の 一 政治力さえあ 齣として

左院と、 ち入らず、 ある。 リスト教対策を講じることで一致しながらも、 を要求しながら、太政大臣三条実美の意思決定を阻む存在となった。 そうした動きに反発してい 自由布教を求める真宗勢力のせめぎあいがあった。 あくまで名目上において社寺の事務を司る官省として出発することになったのである。 たの が、 伊地知正治といった薩摩藩出身政治家が占める左院であって、 水面下では神宮東京遷座などの宗教的な神道観に基づく祭政一致を目指 混迷を深める状況だからこそ、 表面的には、 政府要路において教部省を設立してキ 教部省は教化政策 自ら教部 0 指導に立

に限らず、 宗教組織にとって西本願寺による政治力学を目撃したことが、その後の宗教組織を取り巻く環境を規定するのか否かまで 他宗派の反応も含めて稿を改めて検討する必要があろう。 州から帰国した島地黙雷が政教分離論を主唱することで、西本願寺や政治家が如何ように政教問題へと関わっていくのか 江 は即断することはできない。例えば、江藤新平は本論で述べた西本願寺の大洲鉄然だけではなく、東本願寺も江藤を頼 起点として位置づけられる。その点では、宗教勢力の政治力を競う時代に突入したといえるのかもしれない。 .藤が欧州視察を強く勧める関係性であったことが知られる。東西本願寺をともに利用しようとする姿勢は、 以上のことを検証するには、教部省設置後の動向を見てゆくことが当面の課題となる。 教部省設置という政府の宗教政策の要に関与したという西本願寺の成功経験は、 宗教組織を懐柔しようとする政治家側のしたたかさを示唆するもので、更なる検討の余地を残している 本稿では明示できなかったが、 明治初期の政教関係を見る上で重要な 教部省設置からほどなくして欧 教団組織の内外 0 構造を解明 だが、 特定の宗派 他

題である てゆくことが鍵となる。今後、近代日本の政治と宗教組織との関係について具体的な様相を探ってゆくことが、大きな課

中村生雄『肉食妻帯考―日本仏教の発生』(青土社、二〇一一年)、

(2)

六〇~一六四頁

(1)

|掲新田均『近代政教関係の基礎的研究』、

三四

州視察については、中西直樹「明治前期・真宗大谷派の海外進出とそ東本願寺と江藤新平との関係や明治五年九月に出発する東本願寺の欧③ 前掲谷川穣「維新期の東西本願寺をめぐって」、二三三〜二三四頁。

の背景」(同『植民地朝鮮と日本仏教』三人社、二〇一三年)、川邉雄

大「明治期における東本願寺の清国布教」(同編『浄土真宗と近代日

(付記)

した。ここに記して深甚の謝意を表したいと思います。

本稿の作成にあたり、史料調査では覚法寺(山口県大島郡周防大島町)、本願寺史料研究所の皆様に多大なご協力を賜りま

本―東アジア・布教・漢学』勉誠出版、二〇一六年)に詳しい。

(宮内庁書陵部図書課宮内公文書館)

108 (966) The Political Process before and after the Establishment of the Kyōbushō (Ministry of Religions) and Nishi Hongwanji Temple: Rethinking the Relationship between Politics and Religion

by

TSUJIOKA Takeshi

The Kyōbushō (Ministry of Religions) was formally established as the government organ to administer religious affairs on the 14th day of the third month of Meiji 5 (1872). In this paper I highlight an aspect of the relationship between politics and religion during the early stage of the Meiji era by tracing the political process in establishing the Kyōbushō. In doing so, I focus on the political role of Hongwanji as an organization, which has been overlooked in previous scholarship.

The paper can be summarized in the following manner.

Beginning with the initial request by Shimaji Mokurai, a Nishi-Hongwanji monk, for the establishment of the Kyōbushō in the ninth month of Meiji 4, active debate regarding the reorganization religious system took place among government leaders, the Saiin, the Jingishō and others. Senior Undersecretary for Kami Affairs (Jingi Daiyu) Fukuba Bisei and Deputy Head of the Sain Gotō Shinpei focused their position in the direction of

incorporating Buddhism with the establishment of a Kyōbushō as they were prescribed by their relationship with the Shinshū monks. As a result, Saiin deliberations in the 12th month of the same year decided on the establishment of the Kyōbushō as a policy measure to deal with the issue of Christianity, and the views of Gotō and Shimaji thus appeared to coincide.

Then in the first month of Meiji 5, there was an official inquiry issued by the Daijōkan to the Gaimushō, Hyōbushō, and Monbushō regarding the establishment of the Kyōbushō and a thoroughgoing investigation began. As regards Nishi Hongwanji, while Shimaji Mokurai was traveling in the West and absent from the scene, Chief Abbot (Hōshu) Otani Kōson and Oshū Tetsuzen worked behind the scenes to plan the establishment. Furthermore, as Kido Takayoshi, on whom the Shinshū monks most relied, was also absent, Grand Minister of State (Daijodaijin) Sanjo Sanemi and Counselor (Sangi) Okuma Shigenobu represented the views of Nishi Hongwanji, operating politically behind the scenes. In contrast to this, leadership of the Saiin, in the person of Ijichi Masaharu a politician from Satsuma, who, while seeking the establishment of the Kyōbushō himself, blocked the decision of Daijōdaijin Sanjō Sanemi. Though worried that it violated the agreement made with the Iwakura Mission and also of criticism by foreign governments, the rump government with Sanjō Sanemi and Ōkuma Shignobu who counted on the Shinshū sect ultimately pushed through the establishment of the Kvōbushō.

On the basis of the above, this paper has clarified aspects of the deepening tendency of Nishi Hongwanji as a religious organization to become involved in the world of politics through an examination of the period of the establishment of the Kyōbushō. Within the process involving the establishing of the Kyōbushō, on the surface government officials seemed to be in agreement in forming a policy in response to Christian issue by establishing the Kyōbushō, but beneath the surface, there was a struggle between the Saiin, which aimed at government unanimity based on a Shintoist view as seen in the transfer of Ise Jingū to Tokyō, and Shinshū powers that sought freedom of proselytization. More than previously realized, the monks of Nishi Hongwanji were actively involved in the political process and thus the Kyōbushō was established. The significance should be located in the fact that Nishi-Hongwanji held great influence in political relations during the early Meiji period.